

島根県立大学浜田キャンパス図書館服部四郎ウラル・アルタイ文庫利用要領

平成 26 年 9 月 1 日
島根県立大学規程第 115 号

(目的)

第 1 条 この要領は、島根県立大学浜田キャンパス図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する服部四郎ウラル・アルタイ文庫（以下「文庫」という。）の利用にあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第 2 条 文庫を利用できるのは、本学教職員、本学教員の紹介による学部生及び院生（以下、「学生」という。）、市民研究員、本学教員の紹介による学外者、他の教育研究機関に属する学外者とする。

(閲覧の申請)

第 3 条 本学の教職員が文庫資料を閲覧しようとする場合は、閲覧当日までに「服部文庫資料閲覧申請書」を提出するものとする。

2 本学の学生、市民研究員、本学教員の紹介による学外者が文庫資料を閲覧しようとする場合は、閲覧日の 3 日前（土・日及び休館日は除く。）までに「服部文庫資料閲覧申請書」を提出するものとする。

3 他の教育研究機関に属する学外者が文庫資料を閲覧しようとする場合は、閲覧日の 1 週間前までに「服部文庫資料閲覧申請書（学外者用）」を提出し、浜田キャンパス図書館長（以下「図書館長」という。）の承認を得なければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を許可しない。

- (1) 閲覧により文庫資料を損傷するおそれのあるとき
- (2) 教育研究活動以外の目的で閲覧しようとするとき
- (3) その他、文庫の管理運営上支障があると認められるとき

(利用日及び利用時間)

第 4 条 文庫の利用日及び利用時間は、図書館開館日の平日午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、図書館長が特に認めた場合はこの限りでない。

(閲覧条件)

第 5 条 文庫資料の閲覧は、図書館が指定する場所で行うものとする。

2 他の教育研究機関に属する学外者が閲覧するときは、当該機関が発行する紹介状の提出及び身分証明書の提示を求めるものとする。

(複写)

第 6 条 複写機による文庫資料の複製は許可しない。

(撮影)

第 7 条 撮影を希望する場合は「写真撮影申込書」を提出しなければならない。

2 カメラの用意、及び撮影は、閲覧者自身が行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、撮影を許可しない。

(1) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の規定に違反するとき

(2) 撮影により文庫資料を損傷するおそれのあるとき

(3) その他、文庫の管理運営上支障があると認められるとき

（代替資料）

第 8 条 現物資料を電子化するなどした代替資料がある場合は、代替資料のみ閲覧できるものとする。ただし、図書館長が特に認めた場合はこの限りでない。

（補則）

第 9 条 この要領に定めるもののほか、文庫の利用に関し必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。